

台湾出身者戸籍の「中国」から「台湾」への表記改正を求める要望書

私ども日本李登輝友の会は、文化交流を主とした日本と台湾の新しい関係を構築することを目的として活動している民間団体です。

法務省はこれまで、台湾出身者が日本人と結婚したり帰化した場合、戸籍の国籍や出生地を「中国」や「中国台湾省」としてきました。中国とは中華人民共和国のことであり、中国台湾省とは中華人民共和国の行政区を指します。即ち、台湾出身者を中国人としているのが現在の戸籍制度です。

戸籍において、台湾出身者の国籍を「中国」としたのは、昭和三十九（一九六四）年六月十九日付で出された法務省民事局長による「中華民国の国籍の表示を『中国』と記載することについて」という通達でした。これは政府も、大江康弘・参議院議員の「質問主意書」に対する「答弁書」で明確に認めています。

昭和三十九年といえば今から四十八年も前、東京オリンピックが開催された年で、日本が中華民国と国交を結んでいた時代です。しかしその後、日本は中華民国と断交して中国と国交を結ぶなど、日本と台湾・中国の関係は大きく変わっています。

そこで東京都は平成二十年五月、住民基本台帳の表記について昭和六十二年の通知が現状に即さず、正確ではないとの判断から、台湾からの転入・台湾への転出の際には「台湾」の表記を認めるという通知を出しています。また、日本政府は観光客に対するノービザ措置や運転免許証の相互承認を台湾とは行い、中国とは行っていません。

さらに、平成二十一年七月の「出入国管理及び難民認定法」の改正に基づき、去る七月九日、これまでの外国人登録証明書を廃止し在留カードを交付するに際しては「国籍・地域」欄を設け、台湾出身者は「中国」ではなく「台湾」と明記しています。同時に実施された外国人住民基本台帳でも、台湾出身者の「国籍・地域」は「台湾」と表記するようになりました。もちろん、台湾が官民挙げて歓迎していることは周知の通りです。

ましてや台湾は、これまで一度たりとも中華人民共和国の統治を受けたことはなく、台湾を中国領土とするのは、台湾侵略を正当化するための中国の政治宣伝以外のなものでもありません。事実、この戸籍表記は日本政府の見解にも合致していません。

このように、台湾出身者の戸籍表記を早急に改めるべき状況にもかかわらず、これを放置しておくことは中国の覇権主義的主張を受け入れておき状況にもかかわらず、これを放

ついでには、法務大臣は戸籍の国籍欄および出生地欄を在留カードにならって「国籍・地域」とし、台湾出身者は「中国」ではなく「台湾」と表記すべく、早急に民事局長通達を出し直すよう強く要望します。併せて、ここに私どもの要望に賛同する署名（第四期）一千二百九十六名分を呈します。

すでに一昨年十一月には柳田稔法務大臣に同様の要望書を示し、また昨年十一月十日には署名第一期として一万五千六百四名分、本年三月十六日には第二期として一万一千五百五名分、五月九日には第三期として一千二百二十八名分、即ち二万七千九百三十七名分の署名を要望書とともに送付しています。

法務大臣におかれては、すでに在留カードが実施された現在、台湾出身者の国籍表示の整合性を図るためにも早急に民事局長通達を出し直し、台湾出身者は「台湾」と表記するよう強く要望します。

平成二十四年八月七日

日本李登輝友の会

会長 小田村 四郎

法務大臣

滝 実 殿